安心のネットワーク
NOSAIぐんま

大豆共済

農林水産省／群馬県／群馬県農業共済組合

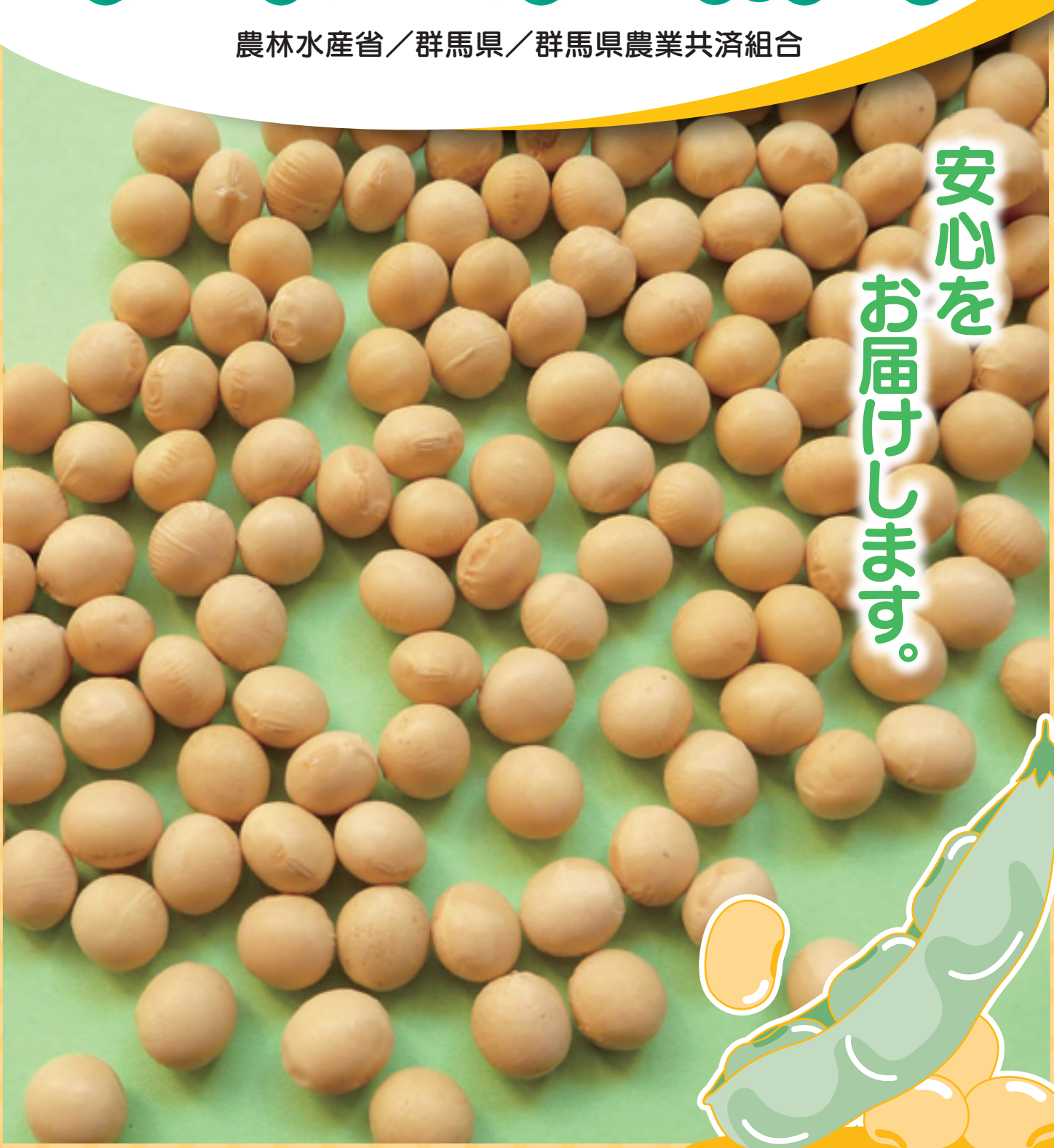

大豆共済への加入をおすすめします

大豆共済は、台風やひょうなどの自然災害による不慮の災害等を受けた場合、損失が補てんできる唯一の制度です。

安心した大豆経営が行われるよう大豆共済制度への加入をおすすめします。

なお、加入農家の被害未然防止を目的とした損害防止事業も行っております。

どうしたら加入できるの？

５アール以上大豆を栽培している農家（または生産組織）が加入できます。

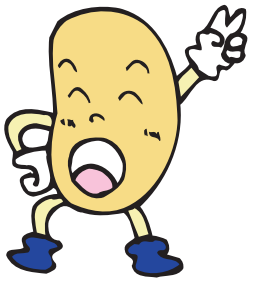

- 加入にあたっては、大豆を栽培しているすべての耕地についてご加入ください。
- 「えだまめ」・「肥培管理が著しく粗放なもの」等は、加入できません。

どんな災害が対象になるの？

共済事故

風水害　土壌湿潤害　虫害　鳥・獣害

その他気象上の原因による災害、火災、病害等

補償期間はどれくらいなの？

補償期間は、発芽期（移植の場合は移植期）から、収穫するまでです。

どんな補償の方式があるの？

下記の３種類の引受方式があり、農家ごとに引受方式を選択できます。

■一筆方式
耕地ごとに基準収穫量の７割を引受し、基準収穫量の３割を超える減収があったとき共済金を支払う方式です。

■半相殺方式
農家ごとに総基準収穫量の８割を引受し、被害耕地の減収量の合計が総基準収穫量の２割を超えることとなったとき共済金を支払う方式です。

■全相殺方式
農家ごとに総基準収穫量の９割を引受し、総基準収穫量から実収穫量を差し引いた数量(減収量)が総基準収穫量の１割を超えることとなったとき共済金を支払う方式です。

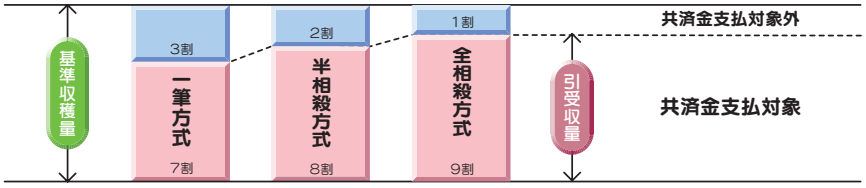

●基準収穫量…過去一定年間の10アール当たり収穫量に基づいた収穫量です。
※基準収穫量は、共済金額（補償額）・掛金・共済金の計算の基礎となります。

どれくらい補償してくれるの？

共済金額（補償額）は引受方式ごとに異なります。

一筆方式	共済金額（耕地ごと）＝１kg当たり共済金額×引受収量（基準収穫量の７割）
半相殺方式	共済金額（農家ごと）＝１kg当たり共済金額×引受収量（基準収穫量の８割）
全相殺方式	共済金額（農家ごと）＝１kg当たり共済金額×引受収量（基準収穫量の９割）

●引受収量…NOSAIで補償する収穫量です。
●１kg当たり共済金額…国が毎年算定する補償単価です。（経営所得安定対策に申請する農業者と、申請しない農業者で単価が異なります。）

経営所得安定対策に申請する農業者が１０ａの耕地で大豆を栽培される場合の共済金額（補償額）

１kg当たり共済金額を 310 円　基準収穫量 150 kgとした場合

●一筆方式	共済金額（補償額） 32,550 円	＝	１kg当たり共済金額 310 円	×	基準収穫量の７割 （150 kg ×７割）

掛金の額はどれくらい？

農家が負担する掛金は、掛金総額の45%です。国が半分以上を負担します。なお、掛金率は過去の被害率を基礎として国が算出し、３年ごとに改定されます。

掛金総額 ＝ 共済金額（補償額）× 掛金率
国庫負担掛金 ＝ 掛金総額 × ５５％
農家負担掛金 ＝ 掛金総額 － 国庫負担掛金

例 大豆 県平均値で試算した掛金の目安

掛金総額 651 円

農家負担掛金	国庫負担掛金
293 円（45%）	358 円（55%）

※このページの掛金額は上記の共済金額（補償額）と基準の掛金率により算出した掛金の目安です。

被害が発生したときの連絡は？

農家の被害申告に基づき、損害評価を行います。

●災害のつど、その状況をNOSAIへ連絡してください。
●被害を受けた農家については、NOSAIが指定する期日までに被害の状況等をあらためて被害申告野帳で提出してください。

※全相殺方式に加入の場合（基本）
　損害評価は、乾燥調整施設等へ搬入後、出荷先の出荷資料に基づき行われます。しかし、減収が共済金支払対象となる災害によるものかどうかの判断は、ほ場でなければできませんので、必ず収穫を行う前に被害申告を行ってください。（ほ場での損害評価（共済事故確認）を行います。）

損害評価は、通常収穫期に行います。

●皆無・移植(発芽)不能・すき込み等耕地については、発生のつど全てを調査します。

［一筆方式・半相殺方式］
　被害申告された全耕地について、簡易実測により10アール当たりの収穫量を調査（悉皆調査）し、その結果を検証するため、被害申告全耕地（筆）の中からいくつかの耕地を抜取って、実測により10アール当たりの収穫量を調査(抜取調査)します。

［全相殺方式］
　被害申告された農家の全耕地の被害状況を確認し、乾燥調整施設等への出荷終了後、出荷先の出荷資料により出荷量を調査します。

共済金の計算は？

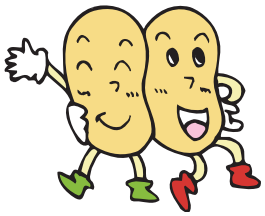

一筆方式は耕地ごと、半相殺・全相殺方式は農家ごとに下記により算出されます。

共　済　金 ＝ 1 kg当たりの共済金額×共済減収量

一筆方式	共済減収量＝（耕地ごとの基準収穫量）×0.7－（耕地ごとの実収穫量）
半相殺方式	共済減収量＝（農家ごとの被害耕地の減収量合計）－（農家ごとの基準収穫量）×0.2
全相殺方式	共済減収量＝（農家ごとの減収量）－（農家ごとの基準収穫量）×0.1

※全相殺方式における農家ごとの減収量…総基準収穫量－実収穫量（出荷量等）

●平成27年産から経営所得安定対策の「畑作物の直接支払交付金」の支払方法が見直され、「面積払交付金」が当年産の作付面積に応じ、数量払交付金の内金として支払われる方法に変更されました。これに伴い、大豆の収量が一定収量を下回った場合に共済減収量の一部を減らす調整が行われます。

分割評価の計算は？

共済事故以外の原因による減収量は、共済金の支払い対象となりません。

分割減収量 ＝基準単収×分割割合％×引受面積

分割減収量		基準単収	×	分割割合	×	面積20ａの場合
30kg	＝	150kg	×	10%	×	20a

上記で算出された30kgについては、分割減収量とみなされ、共済金の対象となりません。

どんな場合に分割評価されるのか？

通常行うべき土壌管理・肥培管理・病害虫防除・栽植本数の確保が適正に実施されていないことにともなう減収量が認められた場合には、共済金支払対象外の減収量（分割減収量）としてみなされ、共済金の減額または、共済金の支払対象となりません。

１．分割評価の方法

簡易実測を行う被害調査の際、次に該当する事項の分割評価を行います。

２．分割評価をすべき事項

【通常すべき標準的な土壌・肥培管理、排水対策等を怠った場合】

- ●水田等地下水位の高い耕地等において、排水溝・排水路等の設置に不備がある。
- ●耕起・整地が不十分で帯水する凹地が多い。
- ●湿潤耕地において、高畝栽培等による水害、湿潤害の防止を行っていない。
- ●関係機関が示す、標準の施肥、中耕、培土等に不備がある。
- ●圃場の雑草防除に不備があり雑草が繁茂している。
- ●その他管理に粗放、不行届き等がある。

【通常すべき病害虫防除・栽培管理を怠った場合】

- ●播種又は移植がその地域の適期期間内になされていない。
- ●栽植本数が関係機関の示す植栽本数の基準以下である。
- ●関係機関が示す通常行うべき防除管理が適切になされていない。
- ●自家採取の種子で紫斑病防除の種子消毒を行なわないで使用している。
- ●防除を行なっているが適正な農薬使用がされていない。
- ●連続した病害虫被害が発生している。
- ●３年以上の連作により、連作障害の現象が見られる。

【上記以外にその他管理に不行届きによる分割評価】

（例：指導機関の指導に従わず、被害が拡大した場合等）

【その他共済事故以外の原因による減収に対する分割評価】

共済事故以外の減収量について分割評価を行う。

（例：収穫遅れによる裂莢（子実の落下）の発生については、落下程度を分割割合とする。）

NOSAIは農家のために!!

大豆共済へのご加入にあたって

この説明書は、大豆共済へのご加入にあたり加入される皆様にあらかじめご承知いただきたい重要事項です。ご熟読をお願い申しあげます。

- NOSAIで実施している農業共済事業は、農家（以下「加入者」といいます。）が不慮の事故によって受ける損失を補填して農業経営の安定をはかることを目的とした公的農業保険制度です。
- 事業の運営は、NOSAIおよび国で行っています。NOSAIと国は保険関係を結ぶことにより２段階での危険分散をはかっています。
- 掛金は加入者と国が拠出し、加入者が被害を受け一定割合以上となったときは、拠出された掛金の中から共済金を支払います。なお、被害が少ないときは、将来の共済金支払財源等に充てるために積み立てられます。
  ※掛金と一緒に事務費をご負担していただきます。
- 大災害等で共済金の支払財源に不足が生じた場合は、共済金支払額の一部が削減される場合があります。
- 加入者が通常すべき管理や損害防止を怠ったとき、損害発生の通知を怠ったときおよび故意、重大な過失によって事実に反する通知をしたときなど組合規程に違反した場合は、共済金支払額の全部または一部を支払わない場合があります。
- NOSAIが保有する各種情報については、必要に応じて加入者の皆様に公開し、健全な事業運営に努めます。
- 加入申込書記載事項やその他知り得た個人情報は、組合が引受の判断、共済金支払額の算定、各種サービスの提供・充実を行うために利用します。また、本共済関係に関する個人情報は、他の共済事業の案内等のために業務に必要な範囲で利用することがあります。
  ＜金融商品販売法にかかる重要事項説明書＞

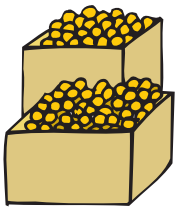

お問い合わせ先

本所・支所名	住　　所	電話･FAX番号	対象エリア
本所	〒371-0847 前橋市大友町1-3-12　農業共済会館２階	電話　027-251-5631 FAX　027-253-7767	県下全域
中部グループ			
前橋支所	〒371-0847 前橋市大友町1-3-12　農業共済会館１階	電話　027-254-2070 FAX　027-254-2077	前橋市
伊勢崎支所	〒379-2231 伊勢崎市東町2668-1(伊勢崎市あずま支所 2階)	電話　0270-62-9915 FAX　0270-20-2241	伊勢崎市、佐波郡
西部グループ			
高崎支所	〒370-0084 高崎市菊地町563	電話　027-344-2181 FAX　027-344-2184	高崎市（高崎市吉井町除）、安中市
藤岡支所	〒375-0014 藤岡市下栗須124-6	電話　0274-24-3730 FAX　0274-24-2426	藤岡市、多野郡、高崎市吉井町
富岡支所	〒370-2316 富岡市富岡2486-7	電話　0274-62-2450 FAX　0274-63-3541	富岡市、甘楽郡
北部グループ			
渋川支所	〒377-0203 渋川市吹屋384 (渋川市子持行政センター２階)	電話　0279-26-2600 FAX　0279-26-2601	渋川市、北群馬郡
中之条支所	〒377-0423 吾妻郡中之条町大字伊勢町1003-10	電話　0279-75-2005 FAX　0279-75-2559	吾妻郡
沼田支所	〒378-0044 沼田市下之町904-5	電話　0278-23-5110 FAX　0278-23-0169	沼田市、利根郡
東部グループ			
太田支所	〒370-0341 太田市新田金井町29(太田市新田庁舎 1階)	電話　0276-20-9199 FAX　0276-57-4485	太田市
みどり支所	〒379-2311 みどり市笠懸町阿左美1912-1	電話　0277-76-9181 FAX　0277-76-9185	桐生市、みどり市
館林支所	〒374-0029 館林市仲町14-1	電話　0276-75-3311 FAX　0276-75-3318	館林市、邑楽郡

（2017年４月現在）